

別表第1（第3条関係）

事業名	事業の種類	事業内容
訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問従来型サービス	旧介護予防訪問介護に準ずる。
	訪問基準緩和型サービス（訪問型サービスA）	訪問介護員等による生活援助サービス。利用者の状態に応じて、在宅での自立につながる支援を行う。
	住民主体による支援（訪問型サービスB）	コミュニティ団体等による生活支援サービス。利用者の状態に応じて、在宅での自立につながる支援を行う。
通所型サービス（第1号通所事業）	通所従来型サービス	旧介護予防通所介護に準ずる。
	通所基準緩和型サービス（通所型サービスA）	施設に通所し、利用者の状態に応じて、運動・レクリエーション、入浴等を行い、自立を目指す。
	短期集中予防サービス	専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを行う。
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	介護予防ケアマネジメント	訪問型サービス、通所型サービス及びその他の生活支援サービスの適切な利用に係るケアマネジメントを行う。

別表第2（第14条関係）

事業名	事業の種類	自己負担額
訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問従来型サービス	所得に応じて、事業に要する費用の額の1割、2割又は3割
	訪問基準緩和型サービス（訪問型サービスA）	
	住民主体による支援（訪問型サービスB）	コミュニティ団体等が定める額
通所型サービス（第1号通所事業）	通所従来型サービス	所得に応じて、事業に要する費用の額の1割、2割又は3割
	通所基準緩和型サービス（通所型サービスA）	
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	介護予防ケアマネジメント	自己負担なし